

## 建築主・工事施工者の皆様へ

# 都市計画区域外で 建築確認申請が不要な工事(※)の場合でも **建築工事届の提出が必要です！**

※四号建築物の新築等

**10㎡を超える建物**を新築・増築する場合、  
都市計画区域外であっても、  
建築基準法に基づく**建築工事届の提出が必要**です。  
工事着手前までに所管の特定行政庁あて提出をお願いします。  
(建築工事届の様式は県建築指導課のホームページにあります)

### 建築工事届

建築主  
工事施工者  
工事監理者  
建築確認  
除却工事施工者  
.....

### その他の注意点

#### ①建築予定地近くに**がけ**はありませんか？

建築予定地付近に高さ2mを超えるがけがある場合は、  
沖縄県建築基準法施行条例第5条の規定に基づき、  
・建物をがけの端からがけの高さの1.5倍以上離す(図1)  
・擁壁を設置  
が必要です。※擁壁は別途確認申請が必要です。

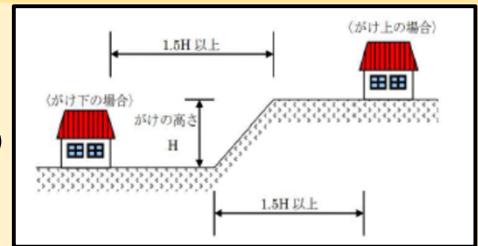


図1 がけ制限イメージ

#### ②土砂法の**レッドゾーン**区域内ではありませんか？

土砂法の土砂災害特別警戒区域内で建築行為をする場合は、  
都市計画区域外であっても**建築確認申請**が必要です。  
また、土砂対策工事の実施が原則必要です。(図2)  
(土砂法の区域の指定状況は県ホームページで確認できます)

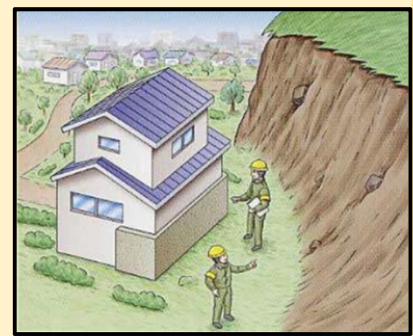


図2 土砂対策工事イメージ

#### ③**設計及び工事監理を建築士に依頼**しましたか？

建築基準法・建築士法に基づき、一定規模の新築・増築工事  
(非木造の場合30㎡超、木造の場合100㎡超)を行う場合は、  
建築士が設計や工事監理を行う必要があります。

#### ④**省エネ**に関して**建築士から建築主への説明義務**があります

令和3年4月から建築物省エネ法に基づき、建築士が建築主へ  
書面で説明を行うことが義務化されました。  
詳細は県建築指導課ホームページを参照ください。

### お問い合わせ

沖縄県土木建築部建築指導課 TEL:098-866-2413  
北部土木事務所 TEL:0980-53-2010  
南部土木事務所 TEL:098-866-1762  
宮古土木事務所 TEL:0980-72-1437  
八重山土木事務所 TEL:0980-82-3077

県建築指導課HP 土砂法指定状況

